

屋久島町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成27年9月24日(木) 午前9時30分から
2. 開催場所 屋久島町役場尾之間支所 3F 第3委員会室

3. 出席委員 (18人)

会長 委員	1番	鎌田 秀久	君
	2番	牧 潤三	君
	3番	田中 武浩	君
	4番	渡邊 みな子	君
	5番	白川 満秀	君
	6番	岩川 原造	君
	7番	大角 利夫	君
	8番	安藤 清浩	君
	9番	日高 清明	君
	10番	笹原 綾乃	君
	12番	牧 優作郎	君
	14番	亀割 義一	君
	15番	備 邦雄	君
	16番	平田 耕作	君
	17番	西橋 豊啓	君
	18番	神宮司 守昭	君
	19番	中島 則雄	君
	20番	内田 政人	君

4. 欠席委員 (1人)

欠席者	13番	岩川 孝行	君
-----	-----	-------	---

5. 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名
- 第2 議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第29号 農用地利用集積計画について
- 議案第30号 非農地証明願について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	鎌田 勝嘉
係長	川東 卓磨
主事	日高 啓太
相談員	西田 博隆

7, 概要
事務局（鎌田 勝嘉君）

皆さんおはようございます。
本日は 13 番委員の岩川孝行委員が欠席でございます。
ただ今より平成 27 年度第 6 回農業委員会定例総会を始めます。ご起立下さい。本日の農業委員憲章朗唱は 15 番委員の備邦雄委員にお願い致します。

憲章朗唱（15 番委員）

お座り下さい。
会長あいさつ。

会長（鎌田 秀久君）

おはようございます。

いろんなメディアでみなさんご存知かと思いますが、8 月 28 日に改正農業委員会法が参議院を通過して 9 月 4 日に閣議決定・交付がされたようでございます。したがって来年度、4 月 1 日から新しい法律が施行されることとなりました。屋久島町におきましては在任期間中でございますので新しい法律に沿った条例の制定等は 1 年半強の時間がございますのでじっくりやっていけるものと思っているところでございます。

その中で 1 番大きいのは農業委員会定数の反映ということなんですが、種子島の 1 市 2 町についてはそれほど影響はございませんが、屋久島町では現在の人数の半分になるというふうにご理解をしておいていただきたいと思います。

理由については、現在の委員が半分になるというわけではなくて基準が半分になるということで、今までは農地面積に応じて 20 名以下、30 名以下、40 名以下となっていたのが、10 名以下、15 名以下、20 名以下というふうに変更になるということのようでございます。

それにともなって私どもが毎月審議をしております農地転用事務手続きが若干変わると言われております。

11 月に予定されております熊毛の研修会あたりで皆さんにも情報がお伝えできるのではないかと考えております。

それから 2 点目ですが、これも報告になりますが 8 月 1 日に皆さんにもご協力を頂いた “口永良部島の避難生活をされている皆さんの農地の世話” でございますが、その後 9 月 4 日に引き渡しがあったところでございます。その後の経過については後もって担当委員さんからお話を頂ければと思っているところです。

熊毛の研修会が 11 月 5 日となっております、近々熊毛支庁と協議をすることになっております。皆さん方からご意見があれば持ってきていただきたいと思います。

本日もご審議よろしく願います。

それでは本日の会議録署名委員を 10 番委員、12 番委員にお願いをいたします。

議事を進めてまいります。

議案第 27 号。農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

事務局（鎌田 勝嘉君）

議案第 27 号。農地法第 3 条の規定による許可申請について、次のとおり許可申請があったので議決を求める。

整理番号 28 番。権利の種類：所有権移転。契約内容：贈与。申請人：譲受人 〇〇〇〇 さん（〇〇 歳）、譲渡人 〇〇〇〇 さん

事務局（鎌田 勝嘉君）	（ 歳）。土地の所在： 、畑、 m²。利用状況：畑。営農計画及び耕作期間：水稻・甘藷・野菜が1月から12月。事由：規模拡大。権利の移転を受ける者の状況といたしまして、所有面積： m²。申請人の経験年数：30年。農機具等の保有状況：草刈機が1です。 非耕作地はありません。周辺地域との関係につきましては『特に支障等はないと思います。』ということです。地域との役割分担につきましては『集落の作業等、全面的に協力いたします。』ということです。 今回の申請は5ページの航空写真からわかるように隣接する所有地 と一体利用するということです。営農計画・経験年数等、特に問題は無いと思われます。以上により農地法第3条第2項の各号に該当しないためすべての許可要件を満たしていると考えます。 以上です。
会長（鎌田 秀久君）	整理番号28番について担当委員のご意見をお願いいたします。
12番（牧 優作郎君）	申請人は姉妹関係です。譲渡人は 歳で入院中でして、譲受人は 歳ではありますがスクーターに乗って畑を走り回っております。まだ数年は農作業ができるんじゃないかと思っております。 長男が近くにおりますので、将来はその方が引き継いで管理等されると思います。 場所を5ページの航空写真で説明いたします。 を山手に1kmほど上がったところにあります。隣接する所有地と一体として耕作したいということですので問題ないと思います。 以上です。
会長（鎌田 秀久君）	整理番号28番について皆さん方からご意見等ございませんか。（「ありません。」の声あり） 整理番号28番について申請を許可することにご異議ございませんか。（「はい。」の声あり） 整理番号28番は申請を許可することに決定いたします。 続きまして整理番号29番について事務局から説明をお願いします。
事務局（鎌田 勝嘉君）	整理番号29番。権利の種類：所有権移転。契約内容：贈与。申請人：譲受人 さん（ 歳）。譲渡人 さん、 さん。持分1/2ずつです。土地の所在： 。地目：畑。面積： m²。利用状況：畑。営農計画及び耕作期間：果樹が1月から12月。事由：新規就農。権利の移転を受ける者の状況といたしまして、経営面積はありません。申請人の経験年数：1年。農機具等の保有状況：草刈機・1、チェーンソー・1です。地域との関係：『特に支障等はないと思います。』ということです。地域との役割分担：『集落の共同作業等、全面的に協力いたします。』ということです。 申請人は今回農地を取得し新規就農するということですが、営農計画もしっかりと立てられていることから農地法3条第2項の各号に該当しないためすべての許可要件を満たしていると考えます。 以上です。
会長（鎌田 秀久君）	整理番号29番について、担当委員からご意見をお願いいたします。
20番（内田 政人君）	譲受人は譲渡人の姪っ子になります。8ページの地図をお願いいたします。半分以上は杉と孟宗竹で山林化しておりますが、左側には現在タンカンを栽培しております。本人は頑張って畑にしていきたいという気持ちがあるようですので、問題は特にないと思います。 以上です。

会長（鎌田 秀久君）	整理番号 29 番について皆さん方からご質問・ご意見、いかがでしょう。 （「ありません。」の声あり） 整理番号 29 番について許可することにご異議ございませんか。 （「はい。」の声あり） 整理番号 29 番は許可することに決定いたします。 続きまして議案第 28 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。
事務局（鎌田 勝嘉君）	議案第 28 号。農地法第 5 条の規定による許可申請について次のとおり許可申請があったので議決を求める。 整理番号 9 番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人 ■■■■■ さん（■■■ 歳）、譲渡人 ■■■■■ さん（■■■ 歳）。土地の所在：■■■■■、畑、■■■㎡。利用状況：畑。第 2 種農地、その他の農地と判断いたしました。事由：『現在借家住まいであり、その一部を改装し理容業を営んでいるが、手狭なためお客さんに迷惑をかけている状況であるので、申請地に理容所を新築したい。』ということです。 転用目的及び事業計画：土地造成の所有面積が ■■■■㎡、理容所の建築面積が ■■■㎡、倉庫が ■■■㎡、駐車場の所要面積が ■■■■㎡のうち ■■■㎡。 本申請は理容所の建設という事で、一般住宅の規制は 500 ㎡でございますが、事業所等の場合は制限がありませんので 1,000 ㎡以上の申請となっております。 配置計画図を見ても土地の利用性もあり資金計画、被害防除計画もしっかりと立てられておりますので特に問題ないと考えております。 以上です。
会長（鎌田 秀久君）	整理番号 9 番について担当委員のご意見をお願いいたします。
16 番（平田 耕作君）	譲渡人は旦那さんが亡くなられて相続したけども、現在は遊休農地になっているところです。 譲受人は■■■年前に I ターンで来られました。11 ページに配置図がございます。平面図なんで分かりづらいですが、2 m ほどの土手がありまして上の段に店舗、下の段を駐車場に、脇の方を家庭菜園にするという計画です。 14 ページの航空写真をお願いします。県道からかなり山手に入っていきますので、こんなところで商売ができるのかなという感じがいたしますが、一人でするには十分なお客さんが来てくれているので県道沿いには固執しないということでした。 特に問題ないかなと思います。
会長（鎌田 秀久君）	整理番号 9 番について皆さん方からご意見ご質問、いかがでしょう。 （「ありません。」の声あり） 整理番号 9 番について申請に同意することにご異議ございませんか。 （「はい。」の声あり） 整理番号 9 番は申請に同意することに決定いたします。 続きまして議案第 29 号、農用地利用集積計画について事務局から説明をお願いします。
事務局（鎌田 勝嘉君）	議案第 29 号。農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき屋久島地区経営基盤強化集積計画について議決を求める。 整理番号 14 番。権利の種類：貸借権設定。契約内容：賃貸借権。申

事務局（鎌田 勝嘉君）

請人：[]さん（[]歳）、貸人[]さん。土地の所在：[]、畑、[]m²の内[]m²。他1筆。2筆の合計面積が[]m²。農用地区域内です。内容：ローゼル。契約期間：平成[]年[]月[]日から平成[]年[]月[]日までの[]年間と、平成[]年[]月[]日から平成[]年[]月[]日までの[]年[]か月です。借料：2筆合計で[]円です。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況といたしまして、主な経営作物：タンカン・モリンガ・ローゼル・グワバ。経営面積：所有面積が[]m²。従事日数：250日。農機具等の保有状況：軽トラック・1、管理機・2、動噴・1、刈払機・2です。

借人は認定農家でありますので経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思います。 以上です。

会長（鎌田 秀久君）

整理番号14番について担当委員のご意見をお願いいたします。

16番（平田 耕作君）

貸人は最近お父さんが亡くなりまして、相続された娘さんです。[]はもともと借りていたんですが、名義が変わったということで新たに申請が出ております。

それと17ページですが[]を海側におりまして[]の道を挟んだ隣接地をもう1筆借りる計画です。

申請人は認定農業者でありまして、仕事もしっかりされておりますので特段問題は無いと考えております。

会長（鎌田 秀久君）

整理番号14番について皆さん方からご質問ございますか。

（「ありません。」の声あり）

整理番号14番は計画を認めることにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

整理番号14番は計画を認めることに決定いたします。

続きまして18ページです。

議案第30号。非農地証明願いについて事務局から説明をお願いします。

事務局（鎌田 勝嘉君）

議案第30号。非農地証明願いについて、次のとおり非農地証明願いがあったので議決を求める。

整理番号11番。申請人：[]さん、（代理人）

[]さん（[]歳）。土地の所在：[]と[]、畑。2筆の合計面積が[]m²。第2種農地。非農地に至った理由並びに現在の管理状況：『約20年前に両親が農業を退いて平成[]年に父が他界してから申請人が管理しているが、町外に居住しているため手入れが行き届かず山林状態となっている。』ということです。

申請地は[]から北東に200mほどのところに位置し雑木が生い茂り山林化しております。一部雑草が生い茂っているだけに見え、復元可能のように見える場所もありますが数年前に伐採を行った跡であり切株等があるため、重機を入れなければ農地に復元することは困難であると思われます。また周辺も山林化・宅地化しており、今後も農地としての利用は見込めないため非農地とすることはやむを得ないと思われます。 以上です。

会長（鎌田 秀久君）

整理番号11番について担当委員のご意見をお願いいたします。

8番（安藤 清浩君）

20ページの航空写真を見ていただきたいんですが、[]の上の旧県道沿いに[]がありますが、山手に申請地があります。申請地の[]の上に住宅がありますが、その娘さんが申請人です。事務局からの説明にもありましたが、親父さんがポンカン・タンカンを植え

8 番（安藤 清浩君）

ていた時期もあったそうなのですが、私が覚えている限りこのような雑木状態であります。■■■■も石がごろごろしております。

周りも住宅が点在しておりますし、農地に復元するのも重機を入れるなど難しい面がありまして申請通り非農地としてやむを得ないかなと思います。 以上です。

会長（鎌田 秀久君）

皆さん方からご意見・ご質問いただきます。いかがでしょう。

17 番（西橋 豊啓君）

娘さんも■■■■におられるようですし、担当委員の言うようにやむを得ないと思います。

会長（鎌田 秀久君）

他にございませんか。

（「ありません。」の声あり）

整理番号 11 番は非農地として認めることにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

整理番号 11 番は非農地として認めることに決定いたします。

事務局

【行事予定説明】

会長 （鎌田 秀久君）

以上をもちまして、第 6 回農業委員会定例総会を閉会いたします。

閉会（11 時 45 分）

屋久島町農業委員会総会会議規則第 18 条第 2 項の規定による署名

10 番

12 番

平成 27 年 9 月 24 日

屋久島町農業委員会会長 鎌 田 秀 久